大型車

	木更津西ジャンクション
袖　ヶ　浦	238.096
木更津金田	476.191

特大車

	木更津西ジャンクション
袖　ヶ　浦	380.953
木更津金田	809.524

ネ　第三京浜道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				玉　川
			京浜川崎	38.257
		都　筑	97.381	142.593
	港　北	52.168	149.549	187.805
保土ヶ谷	97.381	142.593	246.929	285.186

普通車

				玉　川
			京浜川崎	47.821
		都　筑	121.726	178.241
	港　北	65.210	186.936	234.756
保土ヶ谷	121.726	178.241	308.661	356.482

中型車

				玉　川
			京浜川崎	57.385
		都　筑	146.071	213.889
	港　北	78.252	224.323	281.707
保土ヶ谷	146.071	213.889	370.393	427.778

大型車

				玉　川
			京浜川崎	78.904
		都　筑	200.847	294.098
	港　北	107.597	308.444	387.348
保土ヶ谷	200.847	294.098	509.291	588.195

特大車

				玉　川
			京浜川崎	131.507
		都　筑	334.745	490.163
	港　北	179.328	514.073	645.580
保土ヶ谷	334.745	490.163	848.818	980.325

１．⑵②ネの次に次のとおり加える。

ナ　首都圏中央連絡自動車道

⑴　あきる野インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

			境古河
		五　霞	187.680
	幸　手	114.240	301.920
久喜白岡ジャンクション	231.200	345.440	533.120